

産後家事支援事業について

対象

吹田市民で以下のすべてに該当する生後6か月未満の赤ちゃんとお母さん。

- ① 家族等から十分な家事および育児等の援助が受けられない。
- ② 産後心身の不調がある。
- ③ 母子ともに医療機関等への入院を要さない（医療行為の必要な方は利用できません）。

内容

家事支援

- ・ 食事の準備及び後片付け
- ・ 衣類の洗濯及び補修
- ・ 居室等の掃除・整理整頓
- ・ 生活必需品の買い出し

など

育児援助

- ・ 授乳の援助
- ・ おむつ交換の援助
- ・ 沐浴の援助
- ・ 適切な育児環境の整備

など



利用のご案内

利用期間	児が生後6か月になる前日まで
利用回数	上限36回（1日1回）
利用時間	1回2時間以内
支援時間	平日午前9時～午後5時30分
自己負担金	500円/時間

* 市民税非課税世帯・生活保護世帯の場合は減免制度があります。

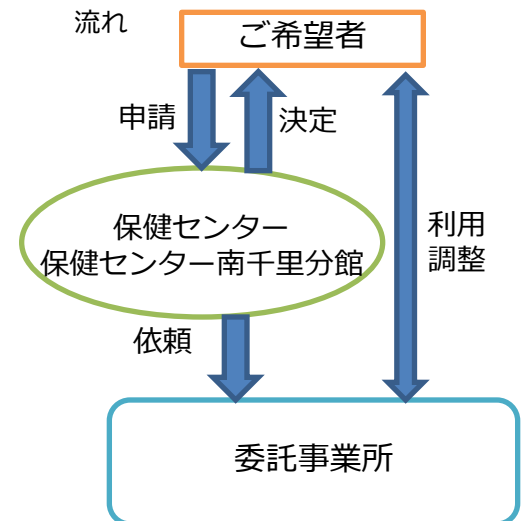
利用決定後にキャンセルや変更がある場合は、**必ず利用日の前日（土・日・祝日の場合はその前日）の午後5時までに利用事業所にご連絡ください。**
また、利用期間等を変更される場合は「利用変更申請書」を保健センターにご提出ください。

吹田市または吹田市の隣接市の委託事業所が訪問し、家事支援・育児支援を行います。

申し込みについて

申し込み

保健センターまたは保健センター南千里分館へお申込みください（利用については審査があります）。



- ・ 妊娠中に申請された場合は、産後に利用決定をします。ご出産後に必ず状況報告のご連絡をお願いします。
- ・ 利用決定後に利用事業所から利用内容等の調整についての連絡があります。
- ・ 利用事業所の混み具合によっては、ご希望に添えない場合もあります。
- ・ 調整に数日要する場合があるので、日程に余裕をもってお申込み下さい。